

しまね地域未来投資促進事業助成金交付要綱
(成長ものづくり、第4次産業革命、ヘルスケア)

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的及び事業の実施にあたり、地域の中核的な企業の新たな取組を促進し、付加価値の創出や地域経済への波及効果を図るため、地域経済を牽引していく企業の設備導入等の取組を支援する、しまね地域未来投資促進事業助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 助成金の交付に関しては、公益財団法人しまね産業振興財団助成金交付規程及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域経済牽引企業

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）」に基づき県が策定した「島根県未来投資促進基本計画」に沿って作成した「地域経済牽引事業計画」を承認された企業。

(2) 連携企業

地域経済牽引企業と連携して、当該地域経済牽引事業に取り組む企業。

(助成金の対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業及び経費、また助成率並びに助成限度額は別表1のとおりとし、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、別表1に定める島根県内に事業所を有する企業とする。

(交付申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする企業は、助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。
- 2 なお、本助成金の採択は1企業1回までとし、前項の助成金の交付申請は、すでに本助成金の採択を受けた企業は、申請できないものとする。

(交付の決定)

第6条 代表理事副理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、別に定める審査会の審査を経て適当と認めた事業（以下「助成事業」という。）について、

助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知を行うものとする。

（交付の決定の取消）

第7条 代表理事副理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により交付決定した助成金の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

- （1）助成金の交付決定後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき（助成事業者の責に帰すべき事情によるものを除く）
- （2）助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき
- （3）助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- （4）助成事業者が、当該助成事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき
- （5）虚偽の方法または不正によって助成金の交付を受けたことが明らかであるとき

2 前項第2号から第5号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（助成金の請求）

第8条 助成事業者は、助成事業終了後、助成金請求書（様式第3号）により代表理事副理事長に助成金を請求するものとする。ただし、必要に応じて当該助成金の概算払請求を行うことができるものとする。

（決定内容の変更等）

第9条 助成事業者は、次の第1号または第2号のいずれかに該当する場合には速やかに変更申請書（様式第4号）を、第3号に該当する場合には変更届出書（様式第5号）を代表理事副理事長に提出しなければならない。

- （1）助成事業の内容を著しく変更するとき
- （2）助成事業を中止又は廃止するとき
- （3）社名変更や代表者を変更したときなど、助成事業の主たる内容を変更しない程度の軽微な事項を変更するとき

2 代表理事副理事長は、前項の規定により変更申請書（様式第4号）の提出があったときは、審査を行い変更決定通知書（様式第6号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成事業の遂行状況報告）

第10条 代表理事副理事長は、助成事業者に対し、必要に応じて助成事業の遂行状況について報告を求めることができる。

2 助成事業者は、助成事業終了後5年間、事業状況報告書（様式第7号）により代表理事

副理事長が別に定める日までに事業状況を報告しなければならない。また、助成事業に係る調査等に協力をしなければならない。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該助成事業完了後15日以内に実績報告書(様式第8号)を代表理事副理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 代表理事副理事長は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、助成金額の確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(財産の管理等)

第13条 助成事業者は、助成事業が完了した後も当該助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。この場合において、助成事業者は天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由により、取得財産等が毀損され又は、滅失したときはその旨を事故等届出書(様式第10号)により、代表理事副理事長に届け出なければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の工具、器具及び備品ならびにその他の財産とする。

2 助成事業者は、前項の取得財産等があるときは取得財産等管理台帳(様式第8号別紙4)を作成し第11条に定める助成事業実績報告書に添付しなければならない。

3 第1項の財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

4 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第11号)を代表理事副理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 助成事業者は、取得財産等を処分することにより収入があるときは、別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を納付させることがある。

(書類の整理、保存)

第15条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、助成事業終了後5年間保存しておかななければならない。

(助成金の返還)

第16条 代表理事副理事長が、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、財団の定める期限内助成事業者は返還するものとする。

2 助成事業者は、交付される助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、財団の定める期限内に返還するものとする。

(加算金及び遅延金)

第17条 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を行う場合は、その返還を行う助成金の最後の受領の日から返還金支払の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に支払うものとする。

2 助成事業者は、財団が指定する期限までに支払わなかったときは、期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未払額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延金を財団に支払うものとする。

3 代表理事副理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延金の全部又は一部を徴収しないものとする。

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

区分	地域経済牽引企業	連携企業
対象事業	以下のすべての要件を満たすもの ①地域経済牽引事業計画に基づく事業であること ②県内複数社に対する取引額※1が、助成事業導入年度比で、各社 5%以上増加する見込みであること ※2	以下のすべての要件を満たすもの ①地域経済牽引事業計画に基づく事業であること ②付加価値額が、助成事業導入後において、300万円以上増加する見込みであること ※2 ③当該地域経済牽引事業計画において、他の連携企業が本助成金の交付を受けていないこと
	<p>※1 取引額とは、地域経済牽引企業とともにサプライチェーンを構成する県内事業者との取引であり、地域経済牽引企業の事業拡大に伴う波及効果によって増加する受発注取引をいう 具体的には、製造経費の材料費、外注費、委託加工費、金型費、治具費 等に該当するものをいう なお、製造経費、販管費に含まれる以下のような取引は含まない 例：賃借料、保険料、修繕費、水道料、通信費、運搬費 等</p> <p>※2 上記要件②については、当該地域経済牽引事業計画が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、その計画期間で按分した値とする</p>	
対象者	以下のすべての要件を満たす企業 ①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定義する中小企業者 ②地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業	以下のすべての要件を満たす企業 ①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定義する中小企業者 ②地域経済牽引企業と連携して地域経済牽引事業に取り組む企業
対象経費	事業推進にあたり必要な下記の経費 (ハード事業) 設備費、改修費 (ソフト事業) 原材料費、外注費、技術導入費、委託費、専門家経費、マーケティング調査費、運搬費、その他経費 ※詳細については別表 2 のとおり	事業推進にあたり必要な下記の経費 (ハード事業) 設備費、改修費 ※ソフト事業は対象外
助成率	(ハード事業) 1 / 2 (1千円未満切り捨て) (ソフト事業) 2 / 3 (1千円未満切り捨て)	
助成限度額	5, 0 0 0千円	1, 0 0 0千円
助成期間	助成金交付決定の日から 1 年以内 ただし、代表理事副理事長が必要と認めた場合は延長することができる	

別表 2

経費名	内容
設備費	機械、装置、ソフトウェア、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ※売上増加につながらない単なる老朽化設備の更新は対象外
改修費	建物および建物附属設備の改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る）
原材料費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
外注費	外注加工などに要する経費 ※外注先が機器・設備等を購入する費用は助成対象外
技術導入費	外部からの技術指導や知的財産権等の導入に要する経費
委託費	研究開発、市場調査の委託に要する経費 ※委託先が機器・設備等を購入する費用は助成対象外
専門家経費	指導・助言等を受けるために招聘した専門家、講師に謝礼として支払う経費
マーケティング調査費	a) 展示会等事業費 会場（小間）の借上げ、装飾・運営への支払いに要する経費 b) マーケティング調査費 ユーザーニーズ調査等に要する経費
運搬費	運搬料、郵送料等の支払いに要する経費
その他経費	その他副理事長が特に必要と認める経費
特記事項	※「外注費」、「技術導入費」、「委託費」の総額は、助成対象経費総額の1/2を超えない額とする。 ※旅費については、目的に即した費目に計上すること。旅費とは、事業遂行のために必要な旅費として、事業者の職員または依頼した専門家等に支払われる経費をいう。